

## 新型コロナウイルス感染症に伴う手続きに必要な証明書の 交付手数料の免除を終了します

堺市では、新型コロナウイルス感染症によって経済的損失を受けた際に融資や貸付、各種支援制度等の手続きに必要な証明書（住民票の写し、税務証明書等）の交付手数料の免除を令和 2 年 6 月 1 日から実施していましたが、感染症法上の位置づけが移行されること等を踏まえ、以下のとおり免除を終了します。

### 1 終了期日

令和 5 年 5 月 7 日（日）

### 2 免除終了の理由

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和 5 年 5 月 8 日に新型インフルエンザ等感染症（2 類相当）から 5 類感染症に移行されることが決定され、感染者や濃厚接触者の外出自粛等の措置が見直されるなど、社会情勢の変化に伴い、本制度の支援策としての役割は終了したと判断したため。

問 い 合 わ せ 先	(住民票、印鑑、戸籍に係る証明について) 担 当 課：市民人権局 市民生活部 戸籍住民課 電 話：072-228-7739 ファックス：072-228-0371
	(税証明について) 担 当 課：財政局 税務部 税制課 電 話：072-228-6994 ファックス：072-340-2559